

「暦年課税による生前贈与の加算対象期間の見直し」による影響

ファミリーコンサルティングニュースレター

デロイト トーマツ 税理士法人

ファミリーコンサルティング

2024年8月

はじめに

令和5年度の税制改正において、生前贈与により取得した財産が相続財産に加算される期間が7年となり、令和6年から適用されることになりました。本措置における影響について再確認します。

暦年課税による生前贈与の加算対象期間の見直しの概要

1. 改正前の制度概要

相続又は遺贈により財産を取得した者が相続開始前3年以内に当該相続に係る被相続人から贈与により財産を取得したことがある場合においては、その者については、その3年以内の贈与により取得した財産の価額を相続税の課税価格に加算し、その加算した価額を相続税の課税価格とみなすこととされていました。

また、相続税の課税価格に基づき計算された相続税額からは、その3年以内の贈与財産に課せられた贈与税額のうち相続税の課税価格に加算された贈与財産に対応する部分の税額が控除されていました（旧相法19）。

2. 改正の内容

相続税の課税価格に加算される生前贈与の対象期間が、相続開始前7年以内とされました（相法19①）。この改正は、令和6年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る相続税について適用され、令和6年1月1日から令和12年12月31日までの間に相続又は遺贈により財産を取得する者については、相続税の課税価格に加算される生前贈与の対象期間を以下の通りとする経過措置が設けられています（改正法附則19①～③）。

(1) 令和6年1月1日から令和8年12月31日までの間に相続又は遺贈により財産を取得する者

相続開始前3年以内

(2) 令和9年1月1日から令和12年12月31日までの間に相続又は遺贈により財産を取得する者

令和6年1月1日からその相続開始の日までの期間

また、今回の改正により延長された対象期間（相続開始前3年超7年以内）に贈与を受けた財産の価額の合計額のうち、100万円までは相続税の課税価格に加算されないこととなりました。

(改正内容のサマリー)

相続又は遺贈により 財産を取得した日	相続税の課税価格に加算される 生前贈与の対象期間	改正により延長された対象期間 (生前贈与財産の合計額から最大 100 万円控除)
令和 6 年 1 月 1 日から 令和 8 年 12 月 31 日まで	相続開始前 3 年間	—
令和 9 年 1 月 1 日から 令和 12 年 12 月 31 日まで	令和 6 年 1 月 1 日から その相続開始の日までの期間	令和 6 年 1 月 1 日から 相続開始から 3 年前の応当日の前日までの期間
令和 13 年 1 月 1 日以降	相続開始前 7 年間	相続開始前 3 年超 7 年以内の期間

影響及び留意点

令和 6 年以降に行った贈与に係る贈与者を被相続人として相続が開始した場合は、本改正の影響を受けることになります。

なお、前述の通り、相続税額の課税価格の加算対象となる贈与財産のうちに、改正により延長された対象期間内に贈与を受けた財産がある場合には、加算対象となる贈与財産の価額の合計額から最大 100 万円が控除されますが、当該改正により延長された対象期間内に贈与を受けた財産の価額の合計額が 100 万円以下である場合には、相続税の課税価格に加算される金額はゼロとなります。この場合、控除しきれない金額があったとしても、相続開始前 3 年以内に贈与を受けた財産や、他の相続人等が生前贈与を受けた財産の価額からは控除されない点に留意が必要です（相基通 19-1）。

また、改正により延長された対象期間内に贈与を受けた財産の価額の合計額が 100 万円以下であっても、当該贈与を受けた年中に他の贈与者からの贈与を受ける等の理由により贈与税を納税している場合には、相続税額の計算上、贈与税額控除の適用可能性がある点にも留意が必要です。（相基通 19-6 なお書）。

まとめ

計画的に暦年贈与を行っているような企業オーナーファミリーは、本改正の影響を受けることが想定されます。また、令和 5 年度税制改正により相続時精算課税制度についても改正がされているため、必要に応じて課税方法の選択の検討が必要と考えられます。

執筆者

デロイトトーマツ税理士法人

ファミリーコンサルティング



パートナー 梅村芳志

税理士

yoshiyuki.umemura@tohmatsum.co.jp



マネジャー 小見豊大

税理士

toyohiro.omi@tohmatsum.co.jp

ニュースレター発行元

デロイトトーマツ税理士法人 ファミリーコンサルティング

東京事務所

〒100-8362 東京都千代田区丸の内三丁目 2 番 3 号丸の内二重橋ビルディング

Tel : 03-6213-3800 (代)

email : family-consulting@tohmatsum.co.jp

会社概要 : www.deloitte.com/jp/tax

税務サービス : www.deloitte.com/jp/tax-services

ファミリーコンサルティングサービス : www.deloitte.com/jp/family-consulting-jp

デロイトトーマツグループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイトトーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツ コンサルティング合同会社、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイトトーマツグループ合同会社を含む）の総称です。デロイトトーマツグループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市に約 1 万 7 千名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループ Web サイト (www.deloitte.com/jp) をご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、デロイトトウシュトーマツリミテッド ("DTTL")、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人 (総称して"デロイトネットワーク") のひとつまたは複数指します。DTTL (または"Deloitte Global") ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市 (オークランド、パノク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む) にてサービスを提供しています。

Deloitte (デロイト) は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務、法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500® の約 9 割の企業や多数のプライベート (非公開) 企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの革新と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。"Making an impact that matters" をバース (存在理由) として標榜するデロイトの約 415,000 名の人材の活動の詳細については、(www.deloitte.com) をご覧ください。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2024. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301